

2016年3月11日

バーゼル銀行監督委員会による第二次市中協議文書「信用リスクに係る標準的手法の見直し」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）から提示された第二次市中協議文書「信用リスクに係る標準的手法の見直し」に対して、コメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるにあたり、我々は以下のコメントが BCBS におけるさらなる作業の助けとなることを期待する。

《要旨》

総論

- 信用リスクに係る標準的手法（SA）の見直しの目的は、リスク感応度や内部格付手法（IRB）との比較可能性の向上にあり資本賦課の引上げではないとされているが、第二次市中協議案には現行 SA に比べて明らかに資本賦課が重くなる項目が複数あり、全体として地域金融機関を含む多くの銀行で資本賦課の上昇が見込まれる。定量的影響度調査（QIS）等を踏まえ、SA の資本賦課水準が見直し前後で不変となるよう慎重かつ適切な水準調整を行うべきである。
- SA 採用行は各国の地域に根差した金融機関が多い。これらの金融機関への影響や金融システムへの影響等について十分配慮する必要がある。

各論

- 銀行向け債権および法人向け債権： リスク感応度の向上およびクリフ効果の削減を図るべく、リスクウェイト（RW）テーブルの区分の細分化および RW の見直しを提案する。
- 株式： リスク感応度を高めるべく、発行体の信用力を反映した RW の導入を提案する。併せて、銀行による株式売却等、本規制に対応する期間を確保すべく、少なくとも5年程度の経過措置期間の設定を提案する。
- 居住用不動産向け債権（住宅ローン）： 市中協議案の RW は過度に保守的であるため、個人に対する資金供給機能を阻害しないためにも、RW の見直しが必要である。さらに、ローンに対する担保価値（LTV）のみを RW 決定のドライバーとすることは、債務者の信用力を十分に織り込んでいないため債務者の返済能力を正しく表わさない。また、銀行が担保価値のみを過度に重視するインセンティブとなり得ることから、見直しが必要である。

○ オフバランスシート項目： コミットメント等について、以下を提案する。

【提案1】

- ・ 商品特性を踏まえ、コミットメント等の分類を下表のとおり整理すべき。その際、次の3つの基準により分類を定義すべき。

- ①契約上無条件に取消可能か否か
- ②手数料の受領有無
- ③極度枠利用の都度銀行の承認が必要か否か

【提案2】

- ・ 無条件に取消可能なコミットメント（UCC）は、法人向けとリテール向けを区別せず同様に扱い※、法人向け UCC に対する掛目（CCF）を少なくともリテール向け UCC と同水準（10～20%）まで引き下げること。

※リテール向け・法人向けいずれも契約上無条件に取消可能で、手数料の受領がないことから、顧客の信用状態が悪化した場合などには銀行の判断で与信枠の減額・中止・解約が可能であり、実務上もそのように対応している。

- ・ UCC に対する CCF を、QIS や取引の実態等を十分に踏まえて、さらなる引下げも含め適切な水準とすること。

取引の分類	基準			CCF 提案	(参考) 本邦における該当商品
	契約上無条件に取消	手数料の受領	極度枠利用の都度銀行の承認が		
通常のコミットメント	不可能	あり	不要	50%	コミットメントライン
UCC	可能	なし	不要	【提案2】	一般当座貸越
非コミットメント	可能	なし	必要	0%	特別当座貸越

《総論》

(1) 水準調整

信用リスクに係る標準的手法（SA）の見直し前後で資本賦課水準が変わらないよう、適切な水準調整を行うべきである。

市中協議案に明示されているとおり、SA 見直しの目的はリスク感応度の向上や内部格付手法（IRB）との比較可能性向上にあり、資本賦課の引上げではない。第二次市中協議案では、銀行向け債権、株式・劣後債、特定貸付債権、オフバランスシート項目など、現行 SA に比べて明らかに資本賦課が重くなる項目が複数ある一方、資本賦課が軽減される項目は SME 向け債権（RW100%→RW85%）など限定的であり、

地域金融機関を含む多くの銀行で資本賦課が上昇することが見込まれる。

SA の資本賦課水準が見直し前後で不変となるよう留意するとともに、IRB の見直しや資本フロアの見直し等の結果、資本賦課の全体水準が増加することがないように、定量的影響度調査（QIS）や再度の市中協議を経たうえで慎重かつ適切な水準調整を行うべきである。

(2) 資本フロア

資本フロアは不要である。資本フロアの目的とされている IRB による RWA の過小計上防止やモデルリスクの軽減については、現在議論が行われている信用リスクに係る IRB の見直しによる対処が図られているうえ、バックストップとしての役割はレバレッジ比率と重複するおそれがある。また、リスク感応度の低い SA により内部モデルによる計測結果にフロアを設けることは、銀行が保有するリスクを正しく表さない可能性があり、リスク感応度の点から問題である。さらに、資本賦課水準の急激な上昇による自己資本比率低下が金融機関の資産圧縮行動および金融仲介機能の低下を促すおそれがあることにも十分留意が必要である。

仮に導入する場合、資本フロアの水準は、IRB にもとづく RWA を意図的に小さくしている一部の銀行のみが抵触する水準で設定されるべきであり、通常の IRB 行が広く一般的に抵触するような水準で設定されるべきではない。IRB にもとづく RWA よりも常時高くなるような水準で資本フロアが設定される場合、各行においてリソースやコストをかけて IRB を継続適用する意義が失われ、これまで各行で積み重ねてきたリスク評価の精緻化に向けた取組みを無に帰し、リスク管理の高度化に対するインセンティブを失わせリスク管理の後退を招くおそれがある。

(3) 金融機関や業態の特性を踏まえた配慮

SA 採用行は各国の地域に根差した金融機関が多い。また、会員・組合員の相互扶助等、メンバー間において金融の円滑化をはかるための金融取引（コーポレートバンキング・ネットワーク）を有する業態もある。これらの金融機関への影響やそれを通じた各国各地域の金融システムへの影響、監督の実態について十分配慮する必要がある。

(4) 導入時期、経過的措置

見直し後の標準的手法にもとづく RWA 計算を行うためには、一部の資産区分において新たな指標・データを収集する必要があり、かかる指標・データ収集のためのシステム開発やプロセス設計等のため、相応の準備期間（少なくとも規制最終化後導入までに3年以上）が必要である。また、システム開発や人的リソースの最適化の観点から、本見直しと現在検討中の IRB 見直しについて、実施時期を合わせていただきたい。

さらに、RWA が急激に上昇する場合には、これを回避するため、既存与信に対す

る除外規定（経過措置）が必要である。

(5) その他

① IRB との整合性

デフォルト債権の定義やエクスポージャー分類の定義などにおいて IRB との整合性が図られているものの、RW 水準の一部には大きな乖離が存在する。アプローチの違いのみにより RWA 水準に過度な差異が生じることは、ステークホルダーによる IRB 行と SA 行の比較を困難にする。このため、RW 水準も含め IRB との整合性向上を図るべき。また、SA の RW の水準はより精緻な手法である現行の IRB を基準として検討すべきである。

② 他の規制との整合

安定調達比率（NSFR）の分母となる所要安定調達額（RSF）において、住宅ローンや一部貸出金の掛け目は、現行の SA の RW が 35%以下か否かにより決定される。本件 SA 見直しにより、RW が 35%超となる取引が増えることで、適用する RSF 掛け目が大きくなり、NSFR が意図せずして悪化する懸念がある。特に住宅ローンに関しては、邦銀は相応に残高を保有しており、RSF 掛け目の変更に伴い NSFR が数%悪化する可能性がある。よって、NSFR における従来の 35%という水準を見直し後の SA を基準に再度評価し、新たな水準を設定する等、規制間の相互連関にもご配慮いただきたい。仮に SA 見直しを要因として NSFR が悪化する場合、NSFR の性質上短期間での比率改善は困難であることから、相応な導入期間を設ける等の対応をお願いしたい。

また、BCBS の市中協議文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な（STC）証券化商品の自己資本規制上の取扱い」では、資本賦課軽減の要件を満たすために、SA にもとづく裏付資産の RW が一定程度を下回ることが求められており、当該規制との関係についてもご留意いただきたい。RMBS 等の証券化商品は、2018 年導入予定の新たな資本賦課ルールにより、裏付資産を IRB でルックスルーできない場合かつ適格外部格付がない場合は、SA によるルックスルー対象となる。従って、裏付資産である住宅ローンの RW 引上げは、証券化市場の規模縮小につながるおそれがあり、慎重な検討が必要である。

この他、レバレッジ比率の分母のオフバランスシート項目に係る掛け目においても原則 SA と同水準の掛け目が設定されているが、本件見直しに係るオフバランス項目の CCF の引上げによりレバレッジ比率が意図せず悪化する懸念があるため、この点に留意した慎重な水準調整が必要である。

《各論》

1. 銀行向け債権・法人向け債権共通

(1) RW テーブル

① 総論

本市中協議における RW テーブル案は、外部格付に応じた RW 区分数が 5 区分と少なく、クリフ効果が大きいという問題がある。また、銀行向け債権において A 格と BBB 格のものに対して同一の RW50%を適用したり、法人向け債権において BBB 格と BB 格のものに対して同一の RW100%を適用するなど、リスク感応度およびリスク捕捉の適切性の観点でも不十分である。IRB による RW よりも一定程度保守的な RW 設定となることは理解できるが、特に長期の A 格、BBB 格、BB 格、短期債権の AA 以上の RW は過度に保守的な水準となっている。

かかる問題を解決すべく、RW テーブルの細分化を提案する。併せて、同一格付レンジは同程度の信用リスクを表象することから、銀行向け債権と法人向け債権に関して、同一の格付レンジに対しては同一の RW を適用することを提案する。仮に銀行向けと法人向けとで異なる RW を適用する場合、その妥当性の根拠を開示いただきたい。

② 長期債権

表 1 : RW テーブル案 (長期債権)

	AAA 格	AA 格	A 格	BBB 格	BB 格	B 格	CCC 格以下
代案：銀行向け・法人向け共通	20%		30%	50%	100%	125%	150%
CP 提案：銀行向け	20%		50%		100%		150%
CP 提案：法人向け	20%		50%	100%		150%	

(参考)

法人向け RW 関数に Moody's の PD ¹ を適用 (LGD45%、M2.5 年)	14.4%	14.4%	23.6%	41.8%	95.4%	136.6%	208.2%
法人向け RW 関数に S&P の PD ² を適用 (LGD45%、M2.5 年)	14.4%	14.4%	21.9%	47.3%	91.6%	145.9%	245.2%
会員行 6 行の IRB 実績 ³	平均値	15.3%	17.2%	21.6%	37.1%	72.1%	252.7%
	中央値	15.1%	16.1%	20.5%	32.1%	56.7%	266.5%

¹ 出典: Annual Default Study: Corporate Default and Recovery Rates, 1920-2014

Exhibit 34: Average Cumulative Issuer-Weighted Global Default Rates by Letter Rating, 1983-2014

² 出典: 2013 Annual Global Corporate Default Study And Rating Transitions,

Table 4: Descriptive Statistics On One-Year Global Default Rates

³ 各行における PD 推計値、LGD 推計値、マチュリティ実績値 (1~5 年) に応じて計算された RW

A 格

銀行向け債権に関して、A 格の RW を 50%から 30%に引き下げるべきである⁴。G-SIB でも AA 以上の外部格付を取得しているのは Nordea 等に限定されており⁵、多くの銀行は A 格以下であるが、A 格の銀行の信用力に鑑みると RW50%は過大であり、30%に引き下げるべきである。

法人向け債権に関しても、S&P および Moody's の過去 30 年超のデフォルト実績（長期平均 PD）を法人向け RW 関数に適用した A 格の RW は 21.9～23.6%（LGD45%、マチュリティ 2.5 年、期待損失を含めた実質 RW）であり、これに照らしても A 格の RW は 30%が妥当である。

BBB 格

市中協議案では、同程度の信用リスクを表象する BBB 格であっても、銀行向けの RW は 50%である一方、法人向けは 100%となっており、同じリスク量となっていない。また、BBB 格の RW は、銀行向け債権では A 格の RW と、法人向け債権では BB 格の RW と同水準となっている。リスク感応度を高める観点から、BBB 格の RW は A 格と BB 格の間の水準とするべきであり、また、投資適格企業に対して RW100%は過大であることから、RW50%を提案する。

S&P および Moody's の過去 30 年超のデフォルト実績（長期平均 PD）を法人向け RW 関数に適用した BBB 格の RW は 41.8～47.3%（LGD45%、マチュリティ 2.5 年、期待損失を含めた実質 RW）であり、これに照らしても BBB 格の RW は 50%が妥当である。

B 格

B 格の RW を 125%とするべき。法人向け債権の B 格は現行 SA と同じく RW150%が提案されているが、デフォルト企業に対する RW が 150%であることを踏まえると過大である。無格付先より B 格の RW が大幅に高くなることも合理的でなく、RW を 125%とすべき。

⁴ 会員行 A および B の事例では、銀行向け債権は、A 格が全体の約 40～69%と最大を占める。AIRB または FIRB による平均 RW は約 26～36%（期待損失を含めた実質 RW）、SA による平均 RW は約 51～59%。

⁵ 21 頁 参考 1 参照

③ 短期債権

表 2 : RW テーブル案 (短期債権)

	AAA 格	AA 格	A 格	BBB 格	BB 格	B 格	CCC 格以下
代案：銀行向け・ 法人向け共通	10%	12.5%	15%	20%	50%		150%
CP 提案： 銀行向け	20%				50%		150%

短期債権の RW は、特に A 格以上の高格付部分は IRB の RW と比較して過度に保守的であるため、市中協議案よりも低い RW が適切である。具体的には、上記 RW テーブルを提案する。会員行 B の事例では、銀行向け債権で IRB のマチュリティ 1 年フロアが適用されていない残存満期 3 か月以内債権の FIRB 実績値をみると、AA 格の RW は 6%、A 格の RW は 10% となっており、これに照らしても AAA~A 格の RW 水準は 10~15% が妥当である。

④ 無格付の法人向け債権

外部格付の適用がない法域に適用する投資適格判定による RW75% について、外部格付適用の法域においても適用できるようにすべきである。またこの際、上述の 1.(1) ②における検討を踏まえ、投資適格判定による RW を 75% から 50% に引き下げるべきである。投資適格判定を無格付先に適用することによって、さらなるリスク感応度の向上を図ることができる。なお、これにより、銀行向け債権に適用する無格付のエクスポージャーの取扱いとも整合的な扱いとなる。

また、投資適格判定については、パラグラフ 173 に記載の方法に加え、IRB 行の当該無格付のエクスポージャーに係る内部格付とマッピングされた外部格付が投資適格水準 (BBB 以上) の場合においても投資適格の取扱いとすべきである。

(2) デューデリジェンス、外部格付

外部格付に機械的に依存しないかたちで外部格付を利用することを認め、デューデリジェンス要件として銀行が合理的かつ適切な手続を実施することを求める市中協議案を支持する。SA 見直しは「簡素」であることを前提として、「適切なリスク捕捉」「比較可能性の確保」「外部格付の機械的な依存の低減」が求められており、外部格付を利用する市中協議案はこれらの要求に対するバランスが取れており妥当である。

しかしながら、デューデリジェンスの導入に際しては以下の点から、保守的に RW を調整する措置の導入については見合わせ、デューデリジェンスの実施はあくまでも外部格付利用の必要要件にとどめるべきである。第一に、取引関係によって金融機関が持っている情報に格差があるため、同一の貸出先であっても銀行により評価の結果が異なる状況が発生し、銀行間の比較可能性が低下するおそれがある。第二に、保守

的に RW を調整する措置の運用は各金融機関に委ねられるため、デューデリジェンスの深度や取組スタンスに差が生じる懸念がある。デューデリジェンス分析の結果を反映する方法が RW 引上げの一方向のみのため、一部の銀行のモラルハザードにもとづいた比較可能性の低下を生じさせるおそれが懸念される。

また、IRB 採用行においては、各行において現行実施している内容以上のデューデリジェンスを求められているわけではないことを確認したい。

さらに、外部格付を参照して RW を決定する際、全ての適格格付機関との契約を必須条件とするのではなく、これらのうちの任意の格付機関としていただきたい。外部格付を銀行で利用するためには、格付機関とのライセンス契約が必要となる。この際の費用負担は対象数、利用者数にもよるが、全ての格付機関とライセンス契約を締結する場合、システム対応等、周辺インフラの整備も踏まえると相当なコスト負担となる。

2. 銀行向け債権

(1) 政府支援を加味しない外部格付（銀行向け債権）

現時点では、政府支援を加味する長期債務格付が付与されている銀行に比べると政府支援を加味しない格付が付与されている銀行は限定的であることから、このような外部格付は QIS を含め実務上利用困難であり、適切な RW のカリブレーションはできないものと考えられる。

仮に、政府支援を加味しない外部格付の使用を義務づける場合には、政府支援を加味しない外部格付の十分なデータが格付会社から公表された後に、RW をカリブレーションすべき。また、当該情報の配信を指定格付機関の要件に加える等、格付機関各社における開示手法や方針についても定めるべき。もしどうしても政府支援を加味しない銀行格付を利用せざるを得ない場合には、格付機関サイドで当該情報を発信できる体制を整えていないと、銀行側においてマニュアルでの確認や検証をせざるを得ない等、内部統制の観点から非常に大きな人的コストがかかることや、データベース構築等の体制整備に相応の時間がかかることを懸念している。また、政府支援を加味しない外部格付は、長期債務格付と比べて低いことが一般的であるため、政府支援を加味しない外部格付を導入する際は、RW 水準の設定は慎重に検討していただきたい。

(2) 短期債権の定義

短期債権にかかる定義について、原契約の満期を「3か月以下」としているが、「1年以下」とすることが妥当である。TLAC 規制において、1年以上の残存期間が TLAC 適格商品の要件として課されること等により、長期安定的な資金調達手段が一層求められることや、流動性規制（NSFR）における所要安定調達額を1年としていることと整合させるべきである。また、市場の流動性と安定性を確保すべく、インターバンク市場（コール取引等）に限らず短期金融市場（レポ取引等）においても優遇的な取

扱いを認めるべきである。

3. 証券会社等向け債権

(1) 証券会社等向け債権

証券会社およびその他金融機関について、グループ連結ベースで銀行同様の規制に服している場合、グループ内の各社に対する債権についても銀行向け債権として区分可能とすべき。証券会社およびその他金融機関等については、グループ連結ベースでは銀行同様の規制に服する一方、単体ベースでは規制に服さない、あるいは規制遵守に係るディスクロージャーを行っていないケースもある。このため、持株会社については銀行向け債権とみなされ、グループ内の証券会社やその他金融機関については事業法人として区分される場合が生じることを懸念する。

4. 法人向け債権

(1) 法人向け債権

① 短期債権

法人向け債権においても、銀行向け債権の場合と同様、短期債権に対する **RW** の軽減措置の適用を認めていただきたい。銀行以外の金融機関および事業法人においても、短期間の資金ニーズがある（短期間の貿易に関わる金融取引（輸出前貸、手形・債権買取、保証等））。また、保有債権のデュレーション管理は、各行におけるポートフォリオ管理上の重要なファクターである。また、**IRB** 採用行および各行における与信管理の実態との平仄確保の観点からも当該措置の導入が妥当である。

② SME

SME 向け債権のカテゴリーを設定し、より低い **RW** を適用する提案を支持する。**SME** 向け債権は、**SME** 以外の事業法人向け債権と比較した場合に各種担保を取得している割合が高いことを踏まえると適切な提案内容と考えられる。なお、会員行 **C** のデータにもとづけば、**SME** 以外の事業法人向けエクスポージャーの平均保全率は約 **20%** で推移しているのに対し、**SME** 向けエクスポージャーは、「法人等」で約 **40%**、「個人」では約 **70%** 程度で推移している。

ただし、現行の **SA** において「法人等」に区分される与信残高 **100** 万ユーロ超の「個人」については、パラグラフ **47** により **RW100%** が適用される扱いとなっており、今回の提案と平仄をあわせる観点から、**SME** の要件（売上高 **5,000** 万ユーロ未満）を満たす場合は、**RW85%** が適用される扱いとしていただきたい。

例えば、実質的に同一債務者とみなされる中小企業とその代表者個人について、それぞれのエクスポージャーが法人 **90** 万ユーロ・個人 **20** 万ユーロの場合、両者の合算与信残高が **100** 万ユーロを超えるため、双方とも「法人等」に区分される。この場合、

法人 90 万ユーロのみ SME (RW85%) となり、代表者個人は「法人等」の RW100% が適用され、異なる RW が適用されることとなる。

(2) 特定貸付債権

① 外部格付がないプロジェクトファイナンスの RW

外部格付がないプロジェクトファイナンスは、「稼働前」150%、「稼働後」100%の一律の RW が提案されているが、ストラクチャーの堅牢性や信用補完に応じて⁶、RW を引き下げるべきである。

①「稼働前の」プロジェクトファイナンス市場は銀行間の市場であるため、外部格付が付与されるケースが少ない（各行の内部格付で管理されている）こと、②プロジェクトファイナンス債権は基本的に有担保債権であることを踏まえると、市中協議の提案は過度に保守的と考える。実際に当該案件ポートフォリオを内部格付手法で評価した場合、「稼働前」においても外部格付 BB 格相当以上が太宗であり、「稼働後」では外部格付 A 格～BBB 格以上の水準である。以上により、プロジェクトファイナンスは法人向け債権の外部格付の RW 水準に照らして「稼働前」RW100%、「稼働後」RW30%～50%とすべきである。

プロジェクトファイナンスでは、プロジェクト自体の運営リスク・事業リスクを軽減するための信用補完がストラクチャーに組み込まれるケースが多い。S&P のレポートによれば、「電力」や「公共施設」にかかるプロジェクトファイナンスの PD、LGD の水準はプロジェクトファイナンス全体の平均に比べて明らかに低い。これはオフテイクが支払う固定料金で元利金の支払いをカバーするスキームのプロジェクトや、公共サービスを民間事業者が担い公共部門が対価を支払う PFI のプロジェクトが、このカテゴリーに多く含まれことに起因していると考えられる。よって、少なくとも「電力」「公共部門」にかかるプロジェクトについては、より低い RW を適用することが妥当と考えられる。

② プロジェクトファイナンスの「稼働前」「稼働後」

プロジェクトファイナンスの無格付債権について、「稼働前」と「稼働後」の切分けにかかる定義を、現在よりも明確化すべき。

市中協議文書によると、「稼働後」は、①ネット CF が正であり契約上の債務残高をカバーするのに十分であること、②長期債務が減少していること、と記載されている。しかし、「稼働後」でも、例えば、CF のボラティリティの高さを一定のリザーブ（デット・サービス・リザーブ・アカウント）でカバーする案件や、一時的な債務返済繰延べが認められている案件等、ネット CF が負になり得る案件が存在することを考えると、定義の詳細化、明確化が必要と考える。

⁶ ストラクチャーの堅牢性や信用補完に応じた RW を設定すべき例

- 稼働前フェーズで EPC コントラクターが完工保証するケース
- オフテイクの支払う固定料金で元利金をカバーするケース 等

プロジェクトファイナンスについては、稼働の前後で異なる RW を適用することが提示されているが、「十分な CF」について判断が伴うことや、運用実績が示されない限り「稼働後」にできないことは、各行での取扱いにバラつきを生じさせる懸念がある。このため、プロジェクトの稼働については、稼働できる状態であることを検証したテクニカルアドバイザーからのサーティフィケートおよびそれに準じるエビデンスをレンダーが受領したことをもって「稼働前」「稼働後」の判断をするべきである。さらに、一度「稼働後」として区分されたファシリティについては、「稼働前」に戻ることは無い旨を確認したい。

サーティフィケートが出る前段階で CF を上げるプロジェクトや、サーティフィケートが出た後でも予想以上に CF が追いつかないプロジェクトが存在するため、「稼働後」の判断について運用上の困難が予想されるとともに、これによって各行での基準にバラつきが生じる原因となり得る。「稼働後」として区分された後、信用状況が悪化した場合、ネット CF が負の値であるために、「稼働前」としてみなされる懸念がある。しかしながら、この場合、延滞状況に応じてデフォルト債権かどうかを判定すべきであり、「稼働前」として再度区分されるべきではない。もしかかる整理ができない場合、短期間で複数回区分が変わることも想定され、妥当ではない。

③ 特定貸付に対する外部保証・保険

特定貸付債権に対して、適格性の認められる外部保証・保険が提供されている場合、外部格付の有無に関わらず、同保証・保険提供者に適用される RW を適用できることを明記すべき。例えばオブジェクトファイナンス債権の中には、ECA 等政府と同等の信用力を持つ機関の保証が付されているケースがあるが、このような債権に対しても、無格付の場合には一律の RW を適用するのは、過度に保守的と考える。

5. 株式、劣後債等

(1) 株式

① RW

株式の RW250%は、基礎的内部格付手法（FIRB）における LGD の差異（シニア債権 45%、劣後債権 75%、株式 90%）に鑑みれば、無格付の法人向けの RW100%、劣後債権の RW150%との比較感から過度に保守的となっている。株式は一般事業法人向けが大宗を占めているのに、「バーゼル 3 の連結対象外の金融機関株式向けの RW」と同等の RW250%を適用することは適当でない。

また、全ての株式に一律の RW を課すことは不合理であり、リスク感応度を確保すべく、長期保有を前提とした株式に対しては、デューデリジェンスを踏まえた発行体の信用力に応じた RW を反映すべき。具体的には、現状の FIRB の枠組みで、シニア債権と株式等エクスポージャーに適用される LGD はそれぞれ 45%と 90%となっており、株式等エクスポージャーの RW がシニア債権の倍となっていることを踏まえ、外

部格付に応じたシニア債権の RW の 2 倍とすることを提案する。

一方で、仮に外部格付への依存を低減するために株式等エクスポージャーについて外部格付を利用することが難しい場合、無格付先向けのシニア債権の倍の RW (200%) とすることを提案する。無格付債務者向けのシニア債権の RW は 100% であり、正常債務者向け債権の平均的な RW に相当。株式は回収可能性の点でシニア債権に劣後し、それぞれの程度は FIRB における LGD である 45% と 90% が表している。これを反映し、株式の RW を平均的な非劣後債権の倍 ($=90\% \div 45\%$) にあたる 200% とすることを提案する。

銀行が保有する政策保有株式は、業務提携、取引の維持・強化および株式の安定等を目的とし、長期的な顧客取引の一部をなしている。バーゼルⅡの paragraph 352 でも認められているとおり、キャピタルゲインの期待がある短期保有の株式投資と長期保有の株式投資とはリスクが異なるため、後者については価格変動リスクではなく信用リスクを反映した RW を適用すべきである。キャピタルゲインを期待しない長期保有株式は、銀行勘定保有の国債や事業債と同様に短期的な相場変動に伴う損失実現リスクは限定的であり、これに信用リスクを反映した RW を適用することは、国債や事業債の RW に価格変動リスクを考慮していないことや、バーゼルⅡの paragraph 352 の IRB の取扱いとの整合性も確保できる。ただし、外部格付への機械的な依存を避けるべく、デューデリジェンス実施後の格付を用いるべきである。

② 経過措置

銀行および顧客が変更への対応に要する期間を確保するために、施行までに少なくとも 5 年程度の経過措置期間を設けるべきである。現行 SA における株式の RW は 100% であり、見直しにより資本賦課は大幅に上昇する。株式に係る資本賦課の上昇の度合いに応じて、銀行は本邦の株式保有是非の再検討が必要となる。「売却が妥当」との結論に至った場合も、当該株式の保有目的が顧客との長期的な関係維持にあるケースでは顧客の了解取得に向けた交渉が必要となり、対応に相応の時間を要する。また、顧客側も安定的な株主を失うことから、代替する株主の獲得など資本政策の見直しに準備期間が必要である。加えて、短期間で売却が行われる場合、市場の安定性に悪影響が及ぶ可能性がある。

6. リテール

(1) リテール

現行 SA ルールの維持を支持する。金融危機時において、当該ポートフォリオは大きな損失発生がなく、見直しの必要性がないと考える。

7. 不動産担保債権

(1) 居住用不動産（住宅ローン）の RW

居住用不動産を担保とする一般債権（住宅ローン）の RW は過度に保守的な設定となっている。本市中協議の目的は資本賦課の強化ではないため、銀行による個人に対する資金供給機能を阻害しないためにも、特に住宅ローンについては、RW を引き下げ、改善を図るべきである。

担保により全額が保全されている部分（ローンに対する担保価値（LTV）100%以下）について、現行の RW と市中協議の RW を比較すると、単純平均で現行の RW（35%）よりも市中協議案の RW（ $38\% = (25+30+35+45+55) \div 5$ ）は高くなっているが、加重平均で比べると、本邦では LTV が高い区分のローン残高が全体に占める割合が高いことから、市中協議案の RW はさらに高くなると考えられる。従って、QIS 等を通じた慎重な分析が必要である。また、市中協議案では LTV が 100% を超える区分については、主に RW75% が適用される見込みであるが、これも現行の RW35% と比べると大幅な RW 引上げとなっている。住宅ローンは担保付融資であるため、一定の基準を満たすリテール向けの RW75% よりも回収リスクは低いと考えられるため、LTV100%超区分に対する RW として 50% を提案する。また、LTV が低い住宅ローンはそれだけ債務者が多額の自己資本を投じており、一般的には LTV が低いほど信用力（債務返済能力）が高く、返済キャッシュフローにも余裕が生じるといえることから、当該信用力の高さを反映すべきである。

表 3：居住用不動産担保債権（住宅ローン）の RW テーブル代案

	40% ≤	40% < LTV ≤ 60%	60% < LTV ≤ 80%	80% < LTV ≤ 90%	90% < LTV ≤ 100%	100% < LTV
代案	15%	25%	35%	40%	45%	50%
CP 提案	25%	30%	35%	45%	55%	債務者 RW

上記に加えて、各法域における状況に鑑み、各国当局が RW を調整する余地を設けるべきである。中古住宅物件の流動性が高い法域は、LTV の回収可能性の説明力は高い。一方で、日本のように①新築志向が強くそのまま住み続ける傾向が強く、②住宅の中古市場が発達しておらず、その市場流動性が低く、③住宅ローンがリコース型である法域においては、与信判断上、担保価値（LTV 比率の水準）のみならず、債務者自身の返済能力も回収可能性を判断するうえで非常に重要な要素である。LTV よりも債務者の信用力を重視した貸出審査が行われる結果、サブプライム層への貸出はほとんどなく、貸倒リスクは非常に低い。

住宅ローンに係る邦銀 IRB 採用 26 行の実績では、平均 PD が 1% を下回る水準である。また、会員行 B の実績では、LTV100%超の区分でも平均 PD が 1.2% を下回っている。また、S&P、Moody's の日本の RMBS 格付基準においても債務者の返済力（DSC、DTI 等）も重視しており、本邦最大の政府系住宅ローン提供機関である住宅

金融支援機構の融資基準でも、年収と返済比率（DSC）を重視している。

このように、与信判断のポイントが異なる以上、LTV 比率の水準は各法域により異なる。LTV の水準のみを RW に直接紐づけることは、債務者の PD を十分に勘案しておらず、債務者の返済能力を必ずしも正しく表さない。

したがって、各国当局が自らの法域の住宅ローン市場の特徴を反映できるような規制の枠組みとするべきである。仮に、LTV のみをドライバーとする RW テーブルが導入されると、金融機関の住宅ローンに対する取組方針や審査方針に大きな影響を与えることが想定される。例えば、RW を低減するために、金融機関は住宅ローン案件を取り上げる際に、債務者の信用力ではなく、担保物件の価値を極めて重視するようになることが考えられるが、このような変化が結果として個人に対する住宅ローン資金の円滑な供給を阻害することがないよう、慎重な制度設計が行われるべきである。

(2) 返済・回収原資が CF に大きく依存する案件

「エクスポージャーに係る返済および回収の見込みが、他の源泉による債務者の返済能力ではなく、貸出金の担保物件から生じる CF に大きく依存」との要件の適用対象は、残価リスクが残る案件に限定し、最終的に第三者の返済能力に遡及できるいわゆるリコース案件は一般債権として取扱うべき。「CF に大きく依存している」との定義が不明瞭であるため、信用悪化局面で最終的には第三者の返済能力に遡求できるリコース案件と、第三者の返済能力には遡求できないノンリコース案件の区別がつかなくなる。これは、リスクアセット計測のバラつきを招くことに加え、各行においても、制度設計や運用上の困難が予想される。

なお、LTV に応じた RW の適用対象をノンリコース案件に限定したうえで、第三者の返済能力に遡及できる案件については、LTV に応じた RW と債務者の RW を比較し、低い RW を採用できるようにすべきである（後述（3）参照）。

(3) 返済原資が賃料・売却収入に依存している不動産の RW

エクスポージャー間の RW の平仄を合わせる観点から、返済資金が不動産の CF に依存している債権の RW の再考を求める。不動産担保付債権（居住用不動産、商業用不動産）のうち返済資金が不動産の賃貸・販売収入に依存している場合、LTV が 80% を超えるものについては、無格付債権（法人向け RW100%、リテール向け RW75～100%）より高い RW（居住用不動産の場合 120%、商業用不動産の場合 130%）が提示されているが、実行時点で担保取得予定物件の評価が低いと判明した場合、意図的に RW を下げるため不動産担保を取得しないとといった裁定が発生する懸念がある。

上記懸念の解消には、LTV に応じた RW と債務者の RW を比較し、低い RW を採用できるなどの対応を検討願いたい。不動産担保付でかつ返済資金が当該担保の収入に依存する債権には、債務者の信用力が高く他の返済財源余力を有するものも多く存在し、担保価値による一律評価では、実態評価と乖離が生じることとなる。

LTV を用いた優遇 RW テーブルを使用するための要件を満たさない場合に適用す

る RW150%は、デフォルト債権の RW と同水準であるが、非デフォルトの優遇要件未充足の債権とデフォルト債権では明らかにリスクが異なるため、過度に保守的である。不動産担保を取得している以上、優遇要件が未充足であっても不動産担保債権以外の債権の RW と同程度とすべき。例えば、債務者の RW 適用や、優遇 RW テーブルのワンノッチダウン等の適用を提案する。

(4) 商業用不動産担保債権の RW

市中協議文書パラグラフ 59 に、適用する RW は 100%と取引相手の RW のいずれか高い方とあるが、取引相手の RW とすべき。担保を取得する方が損失リスクは低いにもかかわらず、本市中協議では無担保で貸し出した場合の方が、RW が小さくなるからである。

(5) 地域開発プロジェクトを推進する土地取得、開発、建設向け融資

RW150%の適用対象は、パラグラフ 56⁷に該当する物件のみに限定し、そうでない場合は、取引相手の RW とすべき。担保を取得する方が損失リスクは低いにもかかわらず、本市中協議では無担保で貸し出した場合の方が、RW が小さくなるおそれがある。

(6) LTV の分母となる物件価値の評価反映基準

RW テーブル適用の基準となる LTV は、原則として、不動産担保の取組時の評価額にもとづいて算出し、各国当局が下方修正を求める場合に限り、これを反映した評価額にもとづいて算出することが提案されている。しかしながら、不動産担保評価の実務は、各国および各行によって取扱いが異なると想定されることから、取扱いの具体的な内容は各国裁量で対応するべきである。提案内容にもとづく、取組時の評価額を継続的に把握・保持する必要があり、一定のシステム対応が必要となることにも留意が必要であることから、慎重な検討が必要である。

一般的に、不動産評価見直しの実務において、事業法人については定期的に担保不動産評価の洗替えが行われるのに対して、リテール（特に住宅ローン）は定期的に評価の洗替えが求められない。事業法人の担保不動産の評価洗替えは、基本的に評価額の動向如何に関わらず、定期的を実施する実務が定着しており、取組時の評価額を維持したり、「当局が評価額の下方修正を求める場合」のみ評価の洗替えを行うといった運用は、現行実務と相違するほか、却って複雑さを増す懸念がある。不動産担保評価の実務は、各行によって取扱いが異なることが想定される。また、不動産担保に係る評価額は、規制目的のみならず内部管理（例：自己査定、償却・引当等）にも利用されているものである。不動産担保の評価や見直し（洗替え）の取扱いについては、銀行実務と整合的かつ過度の負担とならないことが重要である。

⁷ エクスポートに係る返済および回収の見込みが、他の源泉による債務者の返済能力ではなく、貸出金の担保物件から生じる CF に大きく依存。

(7) 1 件の貸出金について「稼働前」と「稼働後」の担保が混在する場合の取扱い

1 件の貸出金について、「稼働前」の担保と「稼働後」の担保が混在する場合について、当該貸出金に適用する RW テーブルを明確化していただきたい。実務上、左記に該当する与信が発生し得るが、その取扱いが明確化されていないため。

8. 通貨ミスマッチ

(1) 法人向け債権の通貨ミスマッチ

法人向け債権の通貨ミスマッチに対する RW50%のアドオンは不要である。当該リスクは信用格付に織り込まれているはずであり、追加的に資本賦課すべきではない。また、SA 見直しの目的の一つは、IRB との比較可能性の向上のはずであるが、IRB ではこのような議論はなく、またミスマッチが回避されるヘッジの定義も曖昧であり、むしろ比較可能性を低下させ複雑性を増すおそれがある。

法人は業務範囲が広く、決算通貨に換算された決算書等から、ヘッジの有無を含めた通貨ミスマッチを判断することは実務上困難である（例えば、デリバティブ取引について通貨ミスマッチがあるかを判別することは困難な場合がある。）。なお、情報取得の観点から、ナチュラルヘッジの状況を把握するためには、通常の決算書の開示レベルでは取り得ない情報（顧客聴取）が必要となること、当該情報を蓄積するための追加のシステム開発が必要となることから、実務上の負担は甚大である（債務者の信用劣化という観点からは、個別行の貸出金に対するヘッジ比率のみならず、債務者全体の通貨ミスマッチを把握することが必要と考えられるが、当該情報についても同様の実務上の負担が発生する。）。

通貨ミスマッチが債務者の信用力に及ぼす影響との観点からすれば、単に貸出金のヘッジ比率が低いということだけをもって一律 50%のアドオンをするのは適切ではない。仮にヘッジがなされていない場合であっても、そもそもレバレッジが低い企業であれば、通貨ミスマッチが債務者の信用力へ与える影響が僅少となるケースも考えられる。また、グローバルに事業を展開する法人企業においては、借入金の返済にかかる為替ヘッジを行うことは一般的であり、信用リスクの程度との関連性は低い。さらに、一律に RW を加算すると、通貨ミスマッチの多い特定の業種（外国海運など）に対する与信収縮につながるおそれがある点にも留意が必要である。

仮に通貨ミスマッチに対して RW を上乗せする場合でも、50%のアドオンは過度に保守的である。50%の RW の上乗せによりリスク水準の逆転が生じる。例えば、通貨ミスマッチのある SME は、該当する債権の RW が $85\% + 50\% = 135\%$ となり、通貨ミスマッチのない無格付の大企業の RW100%を超過する。また、通貨ミスマッチのある無格付の大企業の RW が $100\% + 50\% = 150\%$ となるが、これは延滞債権の RW と同水準となり、高すぎる。

9. オフバランスシート項目

(1) コミットメントの分類と定義

① コミットメント関連取引の3分類

コミットメント等について定義の明確化を提案する。コミットメントの分類には世界標準の定義がなく、法域や金融機関によりバラつきがあると思われる。特に無条件に取消可能なコミットメント（UCC）に含まれるものの定義は明確でなく、法域および参加金融機関により対象とする商品に差異が生じ得る。

このため、コミットメント関連取引の認識に関して、表4のとおり、3つの基準（①契約上無条件に取消可能か否か、②手数料の受領有無、③極度枠利用の都度銀行の承認が必要か否か）に沿って、①通常のコミットメント、②UCC、③非コミットメントの3つに分類することが妥当と考える。

表4：コミットメント関連取引の分類

取引の分類	基準			CCF 提案 ⁸	(参考) 本邦における該当商品
	契約上無条件に取消	手数料の受領	極度枠利用の都度銀行の承認が		
通常のコミットメント	不可能	あり	不要	50%	コミットメントライン
UCC	可能	なし	不要	9. (2) ②参照	一般当座貸越
非コミットメント	可能	なし	必要	0%	特別当座貸越

まず、顧客と契約のある与信枠を分類の対象とする。顧客との契約がない銀行内部のみにおける枠の設定は明らかに非コミットメントである。

契約上、銀行が無条件に取消できず、かつ顧客から手数料を受領している与信枠を通常のコミットメントとする。もし契約上は取消可能と規定していても、手数料を受け入れている場合、銀行による枠の取消は制約を受けるおそれがあるが、手数料を受け入れていなければ銀行による取消に制約はなく、市中協議文書が懸念するレピテーショナルリスクは生じない。

次に、無条件に取消可能で手数料を受領しない与信枠のうち、与信実行の都度、銀行の了承を必要とするものは非コミットメントとし、必要としないものを無条件取消可能コミットメントとする。与信実行の都度、銀行の了承が必要であれば、銀行は与信実行を留保する権利を有していることになりコミット性はない。一方、銀行の了承

⁸ 短期債権については、そのリスクの程度に鑑み、優遇的な取扱いを適用していただきたい

なく自由に与信を受けられる与信枠は、枠を取り消すまでは銀行がコミットしていると言える。

なお、本邦においてはこうしたコミット性の伴わない与信枠を供与する商品が一般に広く利用されている。

こうした定義によりコミットメント商品を分類し、それぞれに CCF を適用することを提案する。

② 法人向け UCC

リテール向け以外には「無条件で取消可能なコミットメント (UCC)」の Kategorie を設けないことが提案されているが、反対する。法人取引においても UCC は法的な性格や与信実務上の扱いが通常のコミットメントとは異なるため、UCC を通常コミットメントと区別して扱うべきである。

市中協議文書は、『消費者保護法、リスク管理能力、レピュテーション・リスクやその他の要素によって、実際には法人向け UCC を取り消す銀行の能力は制限されている』と監督当局は指摘、当該カテゴリーに含まれるコミットメントの多くは特定の契約条件を満たす場合のみ取消が可能。このため、それらは実際には無条件で取消可能ではない」と述べているが、本邦においては実際に取消可能な UCC が存在し、9.(2)②で後述のとおり実務上も多くの取消を行っている。もし特定の法域において、実態に即して「取消可能でない」と当地の当局が判断する商品がある場合には、その法域において対象商品を「通常のコミットメント」として扱うべきである。

また、UCC についてはリテール向けと法人向けを同様に扱うことを提案する。法人向け UCC については顧客とのコンタクト頻度や顧客の財政状況把握等の点でリテール向け UCC よりも肌理細かい与信管理を行っており、デフォルト時の引出しに至るリスクが低いため、本来は両者を区分し、法人向けの CCF をより低い水準とすることが適当と考える。しかしながら、両者は、一定の限度額内で顧客が自由に資金を利用できるといった商品性において共通点も多いことから、細分化による枠組みの複雑化を回避するため、法人向け UCC とリテール向け UCC を同一のカテゴリーに含めて扱うことを提案する。

(2) CCF 水準

① 通常のコミットメントの CCF

CCF を 50% とすべきと考える。新 SA 案は、通常のコミットメントに一律 50~75% の CCF を適用することを提案しているが、現行 SA での 1 年以下のコミットメントの CCF は 20% であり資本賦課は確実に上昇する。急激な資本賦課の上昇は銀行によるコミットメント提供の縮小を招き、顧客の利便性低下につながることから、資本賦課上昇を最小限に抑制するために、CCF を提案レンジの下限である 50% に設定することを提案する。

また、IRB と SA の整合性を確保する観点から、今回の SA 見直しに合わせ FIRB

のコミットメントの CCF も修正すべきである。

② 無条件で取消可能なコミットメント (UCC) の CCF

UCC については、「無条件に取消可能」であることによるリスク限定効果を CCF に反映し、通常のコミットメントよりも低い CCF を適用すべきである。具体的には、以下を提案する。

- UCC は、法人向けとリテール向けを区別せず同様に扱い、法人向け UCC に対する掛目 (CCF) を少なくともリテール向け UCC と同水準 (10~20%) まで引き下げること。
- UCC に対する CCF を、QIS や取引の実態等を十分に踏まえて、さらなる引下げも含め適切な水準とすること。

<UCC に通常のコミットメントよりも低い CCF を適用する理由>

UCC の CCF 水準には「無条件に取消可能」であることによるリスク限定効果を反映し、通常のコミットメントよりも低い CCF を適用すべきである。

通常のコミットメント契約は、対価としての手数料を受領のうえ、契約期間中の自由な貸出実行を法的に誓約する。したがって、デフォルト事象の発生等、重大な要件に該当しない限り、貸出実行の拒絶・枠の解約等は認められない。

一方、法人向け UCC の用途は主に決済用の資金調達であり、取引先の資金繰上、一時的に当座預金残高のマイナス (=極度枠の利用) を許容するものである。顧客から手数料を受領せず、顧客の信用状態が悪化した場合などには、銀行の判断で自由に与信枠の減額・中止・解約が可能である。実務上は、軽微な延滞の発生等、信用状態悪化を示す兆候があれば、デフォルト前に引出制限、与信枠の縮小・取消、追加担保の徴求を検討・実施し、極度枠の利用が恒常化した場合は、証書貸出等の通常の貸出に移行するプロセスとなっている。このプロセスはリテール向け UCC と同様であり、リテール向けと法人向けの扱いを区分する合理性はない。寧ろ、法人向け取引では個別顧客の状況を詳細に把握し、信用悪化を早く察知できるため、リテール向け取引に比しリスクは低減されている。

<法人向け UCC の取消実績>

会員行 A (商業銀行) では法人向けの UCC につき、昨年 1 年間に解約を約 230 件実行。これは件数全体の約 4.4%にあたり、うち 7 割以上が正常債務者に対するものであった。法人向けであっても銀行の判断で取消を行っており、無条件に取消が可能でないコミットメントと同様に扱うべきではない。また、会員行 D (商業銀行) では、国内法人に対する UCC のうち、直近 6 か月間で解約件数は約 220 件 (全体件数の約 2.8%、うち 9 割以上が正常債務者に対するもの)、極度額減額は約 100 件 (同約 1.3%) であった。

<法人向け UCC の CCF 実績>

会員行 D では、UCC のうち、投資適格級（BBB 格以上）が占める極度額の割合は約 74%、デフォルト先が占める極度額の割合は約 0.02%、左記以外（含む無格付先）が占める極度額の割合は約 26%である。また、UCC にかかる CCF の自行推計値は平均 3%程度であり、かつ、ストレス時（リーマンショック時）においても引出率は最大でも 1%程度であった。

会員行 E のデータにもとづけば、ストレス時（リーマンショック時）において、法人顧客の一般当座貸越（円貨）の追加引出率は 10%未満であった。

全国地方銀行協会のデータを用いた分析によれば、UCC および通常のコミットメントを設定している事業法人のデフォルト時の空き枠使用率は景気後退時においても 20%程度である。

<法人向け UCC の CCF 引上げが顧客・経済に悪影響を及ぼす懸念>

決済リスク増加等の付随コストの発生が経済に及ぼす悪影響を考慮し、法人向け UCC の資本賦課上昇は極力抑制すべき。現行 SA では CCF は 0%であり、新 SA 案に従うと資本賦課は急上昇するため、銀行の商品提供は大きく制約される。一方、当該商品は大企業も SME も専ら資金繰りを支えるツールとして利用しており、ビジネスインフラの一部となっている。当該商品の提供縮小は、顧客の利便性を損なうのみならず、余裕資金を確保する追加コスト発生・代金支払いに係る決済リスク増大を通じ、経済に悪影響を及ぼす可能性がある。こうしたコスト発生を考慮し、当該商品への資本賦課上昇は抑制すべき。

仮に市中協議文書で提案されている 50-75%の保守的な CCF が適用される場合、見直し後の標準的手法が IRB 採用行の資本フロアやレバレッジ比率の算出に利用されることを念頭に、銀行による信用供与機能に悪影響を及ぼし、最終的には実体経済に悪影響を生じることを懸念する。

以 上

参考 1

G-SIBs の長期債務格付とこれに対応した RW⁹ (2016 年 2 月 26 日現在)

	S&P	Moody's	Fitch	RW (現行・CP2)	RW (提案)
HSBC	A	A1	AA-	50%	30%
JP Morgan Chase	A-	A3	A+	50%	30%
Barclays	BBB	Baa3	A	50%	50%
BNP Paribas	A+	A1	A+	50%	30%
Citigroup	BBB+	Baa1	A	50%	50%
Deutsche Bank	BBB+	Baa1	A-	50%	50%
Bank of America	BBB+	Baa1	A	50%	50%
Credit Suisse	A	A2	A	50%	30%
Goldman Sachs	BBB+	A3	A	50%	30%
Mitsubishi UFJ FG	A	A1	A	50%	30%
Morgan Stanley	BBB+	A3	A	50%	30%
Agricultural Bank of China	A	A1	A	50%	30%
Bank of China	A	A1	A	50%	30%
Bank of New York Mellon	A	A1	AA-	50%	30%
China Construction Bank	A	A1	A	50%	30%
Groupe BPCE	A	A2	A	50%	30%
Groupe Crédit Agricole	A	A2	A	50%	30%
ICBC China	A	A1	—	50%	30%
ING Bank	A-	Baa1	A	50%	30%
Mizuho FG	A-	—	A-	50%	30%
Nordea	AA-	Aa3	AA-	20%	20%
Royal Bank of Scotland	BBB-	Ba1	BBB+	50%	50%
Santander	A-	A3	A-	50%	30%
Société Générale	A	A2	A	50%	30%
Standard Chartered	A-	Aa3	A+	50%	30%
State Street	A	A2	AA-	50%	30%
Sumitomo Mitsui FG	A-	—	A	50%	30%
UBS	BBB+	—	A	50%	50%
Unicredit Group	BBB-	Baa1	BBB+	50%	50%
Wells Fargo	A	A2	AA-	50%	30%

⁹ S&P、Moody's および Fitch のうち、最も高い方からカウントして 2 番目に高い長期債務格付（2 つの格付しかない場合は低い方の長期債務格付）に対応した RW を記載。

出典：各社ウェブサイト